

平成二十六年十一月十九日

社会資本整備の着実な推進と

その担い手の育成・確保について(決議)

一般社団法人 全国建設業協会

社会資本整備の着実な推進とその担い手の育成・確保について（決議）

日本経済は、長年続いたデフレ状況から脱却し、緩やかな回復基調を続けている。公共投資は需要を創出し経済の好循環を拡大するものとして、その役割に、引き続き大きな期待が寄せられ、公共事業の迅速かつ効率的な執行が強く求められている。

一方、今年も、自然の猛威は止まらず、豪雪、豪雨、台風、火山噴火などの災害が発生し、全国各地で多くの尊い生命と貴重な財産が失われるなど、我が国の脆弱な国土における防災・危機管理体制と社会資本整備の重要性が改めてあきらかになった。

我々建設業界の使命は、社会資本の整備、維持管理を通じ、我が国経済社会の発展に貢献するとともに、災害時における緊急対応、復旧活動等により、地域の安全・安心を確保することにある。

しかしながら、長年にわたる建設投資の大幅な減少により、建設業の経営を取り巻く環境は

悪化し、ダンピング受注や下請け企業へのしわ寄せ等により建設企業は疲弊し、若手入職者の減少に伴い、技能・技術の継承が困難になるなどの構造的な問題が生じている。

こうした中、国においては、国土強靱化法の制定に続き、品確法、入契法及び建設業法いわゆる「担い手三法」が、衆参両院の全会一致で改正され、将来を見据えた一連の経済対策や人づくり支援に大きな期待が寄せられている。

また、我々建設業界に対しても、受注者の責務として公共工事の品質の確保と労働環境の改善に積極的に取り組むことが求められている。

このような状況を背景として、本年十月及び十一月に全国九ブロックにおいて開催された、地域懇談会・ブロック会議での真摯な議論を踏まえ、全国建設業協会は四十七都道府県建設業協会の総意として、社会資本整備の着実な推進とその担い手の育成・確保が官民挙げての課題であり、発注者・受注者双方の責務であることを確認し、次のとおり決議する。

一、社会資本整備の着実な推進のために必要な公共事業予算を確保すること

○ 地域の実情や災害対応に配慮した中長期的な国土保全ビジョンを早期に策定し、災害に強い生活基盤づくりと地域経済の活性化に向け、計画的・安定的な公共事業予算の確保・拡大を図ること。

○ 長く続いた公共事業の削減の流れを断ち切り、必要な将来の見通しが得られるよう、平成二十七年当初予算における公共事業予算額の確保に万全を期すること。

また、急務となっている社会資本整備の老朽化対策等を促進し、景気を下支えするため、公共事業を中心とした補正予算を機動的に編成すること。

○ 東日本大震災による被災地の一刻も早い復興や、「首都直下型地震」、「東海・東南海・南海地震」などの自然災害に備え、防災・減災のためインフラ整備に必要な事業予算を確保し、迅速な事業執行に万全を期すること。

二、地域建設業の持続的な発展を目指し、「担い手三法」の理念と趣旨の徹底を図ること

○ 公共工事の品質確保とその担い手の育成・確保を図るため、発注者責務の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用等を定めた「担い手三法」を早期に具体化し、その周知・徹底を図ること。

また、発注者体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるように、発注者共通の指針として定める「発注関係事務の運用に関する指針」の指導を徹底すること。

○ 適正な利潤を確保するため、労務、資材等の市場価格や施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定し、低入札価格調査基準を引き上げるとともに、地方公共団体におけるダンプینگ対策の強化、歩切りの根絶を図ること。

また、「ゼロ国債」など債務負担行為等の一層の活用、適正工期の設定等により、発注や施工時期の平準化を図ること。

- 地域の建設企業の資金調達に支障が生じないように、「地域建設業経営強化融資制度」、「下請債権保全支援事業」など、資金調達支援のための金融政策を継続・拡充すること。

三、地域建設業の担い手の育成・確保に全力で取り組むこと

- 設計労務単価の調査や決定方法等を抜本的に見直し、週休二日制の実現など労働環境の改善に必要な建設労働者の賃金水準を確保すること。
- 社会保険加入の促進、適切な賃金の支払いなど、労働環境の改善に取り組むとともに、「富士教育訓練センター」や「三田建設技能研修センター」等職業訓練施設の機能強化、「担い手確保・育成コンソーシアム」の活用、技術検定試験制度の見直しなど、女性や外国人労働者も含めた地域建設業の担い手の育成・確保を図ること。
- 社会資本整備の必要性及び建設業の魅力や地域建設業の果たす役割について、広く国民に伝えるため、産・官・学が一体となり戦略的広報の展開に取り組むこと。

平成二十六年十一月十九日

一般社団法人	全国建設業協会	会長	近藤晴貞
一般社団法人	北海道建設業協会	会長	岩田圭剛
一般社団法人	青森県建設業協会	会長	今誠康
一般社団法人	岩手県建設業協会	会長	宇部貞宏
一般社団法人	宮城県建設業協会	会長	佐藤博俊
一般社団法人	秋田県建設業協会	会長	村岡淑郎
一般社団法人	山形県建設業協会	会長	澁谷忠昌
一般社団法人	福島県建設業協会	会長	小野利廣
一般社団法人	茨城県建設業協会	会長	岡部英男
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長	渡邊勇雄

一般社団法人	群馬県建設業協会	会長	青柳剛
一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長	真下恵司
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長	鈴木雅博
一般社団法人	東京建設業協会	会長	飯塚恒生
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長	小俣務
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長	浅野正一
一般社団法人	新潟県建設業協会	会長	本間達郎
一般社団法人	長野県建設業協会	会長	藏谷伸一
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長	小川弘
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長	木内藤男
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長	徳倉正晴
一般社団法人	三重県建設業協会	会長	山下晃
一般社団法人	富山県建設業協会	会長	近藤駿明

一般社団法人	石川県建設業協会	会長	北川義信
一般社団法人	福井県建設業協会	会長	松田七男
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長	本庄浩二
一般社団法人	京都府建設業協会	会長	岡野益巳
一般社団法人	大阪建設業協会	会長	薦田守弘
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長	川嶋実
一般社団法人	奈良県建設業協会	会長	松本良三
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長	矢部幸雄
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長	藤原正
一般社団法人	島根県建設業協会	会長	中筋豊通
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長	村社勝
一般社団法人	広島県建設工業協会	会長	檜山典英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長	井森浩視

一般社団法人	香川県建設業協会	会長	森田 紘一
一般社団法人	徳島県建設業協会	会長	川原 哲博
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長	西岡 義則
一般社団法人	高知県建設業協会	会長	山中 栄広
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長	岩崎 成敏
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長	岸本 剛
一般社団法人	長崎県建設業協会	会長	谷村 隆三
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長	橋口 光徳
一般社団法人	大分県建設業協会	会長	安部 正一
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長	山崎 司
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長	川畑 俊彦
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長	下地 米蔵